

軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則

(常勤の要件)

第1条 軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第56号。以下「条例」という。）に規定する常勤とは、軽費老人ホームにおける勤務時間（当該軽費老人ホームに併設されている他の事業の職務であって当該軽費老人ホームの職務と同時並行的に行われることが差し支えないと認められるものに係る勤務時間を含む。）が、当該軽費老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間とする。）に達していることをいう。

(入所者等の平均値及び推定数)

第2条 条例第11条第2項に規定する入所者及び一般入所者（以下この条において「入所者等」という。）の平均値は、当該年度の前年度の入所者等の延べ数を開所日数で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

2 条例第11条第2項ただし書に規定する推定数及び定員を増加し、又は減少した場合の入所者等の推定数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 新規に設置し、若しくは事業を再開し、又は定員を増加した軽費老人ホームにおいて、当該設置若しくは再開又は定員の増加（以下この号において「設置等」という。）に係る部分について前年度における実績が12月に満たない場合 次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該アからウまでに定める数

ア 設置等の時点から6月に満たないとき 当該設置等に係る定員数に0.9を乗じて得た数

イ 設置等の時点から12月に満たないとき（アに該当する場合を除く。）
過去6月における入所者等の延べ数を当該6月の開所日数で除して得

た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

ウ 設置等の時点から12月以上経過しているとき 過去12月における入所者等の延べ数を当該12月の開所日数で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

(2) 定員を減少した場合 定員の減少後の入所者等の延べ数を当該定員の減

少後の開所日数で除して得た数（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

（電磁的方法による入所者等に対する説明）

第3条 条例第12条第3項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 軽費老人ホームは、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に掲げる電磁的方法のうち当該軽費老人ホームが使用するもの及びファイルへの記録の方

式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

（感染症等の対処等に関する手順）

第4条 条例第26条第2項第4号に規定する市長が別に定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働

省告示第 268号) に掲げる手順によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。